

「令和2年 職員の給与に関する報告」について

本日(11月10日)、市人事委員会は、市長及び市議会に対し、「令和2年
職員の給与に関する報告」を行いました。
詳細については、添付資料のとおりです。

市長への報告 (谷口委員長から本村市長に報告書を手渡しました)



市議会への報告 (谷口委員長から石川議長に報告書を手渡しました)



以 上

問い合わせ先 人事委員会事務局

電話 042-769-9810

「令和2年 職員の給与に関する報告」の概要

本年の給与報告のポイント

月例給の改定なし

- ・民間給与との較差 $\Delta 97$ 円 ($\Delta 0.03\%$)
- ・給与較差が極めて小さいことから、月例給の改定を行わない

1 職員給与と民間給与の比較

(1) 職種別民間給与実態調査

調査対象事業所は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の市内民間事業所195事業所であり、そのうち人事院が無作為に抽出した82事業所に対して調査を行った。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を考慮し、特別給等に関する調査を6月29日から7月31日まで先行して実施し(調査完了率80.0%)、月例給等に関する調査は、8月17日から9月30日までの期間で実施した。(調査完了率81.0%)

(2) 職員給与と民間給与の比較結果

<月例給>

民間従業員の給与	職員の給与(行政職(1))	較差
372,167円	372,264円	$\Delta 97$ 円($\Delta 0.03\%$)

(行政職給料表(1)適用職員の平均年齢 39.4歳、平均経験年数 17.2年)

2 改定方針

民間給与との較差が極めて小さく、適切な改定を行うには十分でないことから、月例給の改定を行わない。

※ 参考

特別給の改定(令和2年10月21日勧告)

- ・民間従業員の支給月数に見合うよう、年間支給月数を4.50月分から4.45月分に引下げ
- ・引下げ分は、期末手当の支給月数に反映

【勧告どおり特別給が改定された場合の平均年間給与】(行政職給料表(1)適用職員)

改定前	改定後	増減
6,138千円	6,119千円	$\Delta 19$ 千円($\Delta 0.31\%$)